

1 . 件名 : 福島第一原子力発電所 放射性物質分析・研究施設第 1 棟における R I 使用に係る面談

2 . 日時 : 令和 3 年 2 月 8 日 (月) 1 1 時 0 5 分 ~ 1 1 時 2 5 分

3 . 場所 : 原子力規制庁 1 8 階会議室 (テレビ会議システムにより実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

大辻室長補佐、田上係長、市森係員

長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

笠原上席放射線安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 1 名

福島第一原子力発電所 廃棄物対策プログラム部 2 名

防災・放射線センター 放射線・環境部 4 名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 2 名

福島研究開発部門 福島研究開発拠点 大熊分析・研究センター

施設安全課 1 名

5 . 経緯

○放射性物質分析・研究施設第 1 棟は、瓦礫等の性状把握のための分析を行う施設であり、その設置について、原子力規制庁は実施計画の変更を平成 2 9 年 3 月に認可した。

○一方で、分析には標準試料として放射性同位元素 (以下「 R I 」という。) を扱う計画であり、その使用の許可については、分析を実際に行う日本原子力研究開発機構 (以下「原子力機構」という。) が申請する旨の行政相談が東京電力ホールディングス株式会社 (以下「東京電力」という。) 及び原子力機構からあった。

○原子力規制庁は、 R I の使用の許可について原子力機構が申請者となることを妨げないとする一方で、東京電力に対して、原子炉等規制法に基づき分析施設の認可を受けた責任主体として、 R I の使用も含めた分析施設における保安活動を統括管理する旨を実施計画において明確にすることを求めていた。

6 . 要旨

○上記求めに対して東京電力から、 R I の使用も含め分析施設における保安活動を統括管理することについては、自社の保安管理マニュアル及び原子力機構との取決め書で担保できるため、実施計画への記載は控えたい旨説明があった。

○原子力規制庁は、分析施設における保安活動を東京電力が統括管理することについては、原子炉等規制法の枠組みの中で担保される必要があり、そのためには、実施計画においてその旨明記する必要があることを再度伝えた。

○東京電力は、分析施設における保安活動の統括管理について実施計画に記載する旨を承知し、変更認可申請の提出に向けた検討を進める旨発言があった。

7. その他

資料：JAEA放射性物質分析・研究施設第1棟のRI使用に係る東京電力の管理について[東京電力]